

日露戦争は三十八年九月に終わるが、召集人員は城崎郡で陸軍一九〇八名・海軍三九名、戦病死者一〇八名、戦病死者遺族四八四名・救助を要する者四四名・家族の救助者一七三名・廃兵家族一七〇名で、この内、永続救護を要する者十九名である（『兵庫県郡役所事績録』城崎郡）。

44	41		39	
6	11	5	5	11
3	5	8	7	17
<p>保天恵座に於て数番の非講和演説あり。 伊勢神宮へ平和回復奉告の儀式があるので奉祝遙拜式を行なう。 凱旋祝賀会町民によって催され、午前十時半神武山上なる式場に生徒を引率して臨む。午後、町内賑々し。 凱旋祝賀会のため町内賑々し。出席児童僅少。続々早退きを申出づ。 全校生徒中二四〇名、八鹿から汽車で神戸港での観艦式見学旅行。行幸があり東郷大将ら出迎え。神戸高商裏山で拝観。十九日帰校。 四年生福知山連隊・舞鶴軍港・天の橋立見学。陸軍記念日（三月十日）・海軍記念日（五月二十七日）には毎年陸海軍人の講演会あり。</p>				
（以上『豊小日誌』） （『豊中日誌』） （以上『豊小日誌』） （各要旨）				

第四節 北海道開拓移住

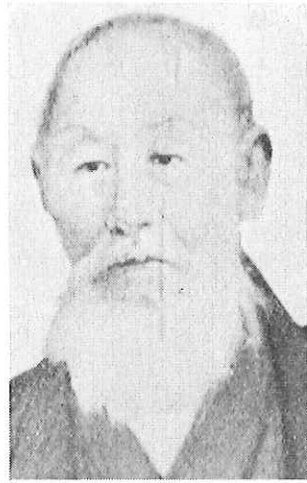
貧窮士族 明治六年（一八七三）十二月の秩禄奉還により生活の窮状に苦しんだ士族たちは、元老院に建の建白 白書を提出、「貧窮士族は生活に困り、妻はこごえて天に叫び、子供は飢えて地に泣く。あゝ士族は日本の貧民なり」と、訴えている。豊岡藩士族の場合も例外ではなかった。五年、猪子清（藩大参事。元老）は「生活の道をたたれた藩士は、武士の誇りをすてて貸馬業・米穀商・糸商・代書屋・軍人・巡査、さらには門番・夜警・雑役の使役と転職し、なかには借金整理のため自殺するものもいた」旨を述べている（『日慎録』）。

藩の家老につぐ重臣であった木下弥八郎は、旧豊岡藩士の難局を切り抜けるため、自ら先達となって北海道へ新天地をもとめて移住した。

当時、弥八郎は廢藩後、士族の世話取扱いに任命されていた。世話取扱いというのは旧藩士のすべての願うかがい・伺うかがい・届うかがをとりまとめて処理し、触頭ふれだちと職名のかわった猪子清に差出す役目であった。この職務を通じて、旧藩士のさまざまな窮状を見聞していたのである。

木下弥八郎は文政九年に豊岡藩邸で生まれたが、水戸で藤田東湖について漢学・皇学・剣道・砲術を学び、勤皇の志士たちと交際した。小藩の武士としては、ずばぬけた教養と識見を身につけていた。

天保十四年、十八歳で家を継ぐ。文久三年の三八歳の時、「生野義拳」後捕えられ豊岡に拘留中の平野国臣



写113 晩年の木下弥八郎

に同情を寄せ、文武局総裁という閑職に追われたという。

北海道開拓

ところで明治政府は三年十月に稲田邦植を

北海道開拓使に任命し、翌四年から北海道

開拓一〇年計画を推進した。禄を失った士族や一般貧民の救済策として当時、蝦夷地と呼ばれていた北海道で土地を安く払い下げ資本を貸して開拓させるのが目的であった。

計画によると、官有地払下げ代金は、上等地一〇〇〇坪が一円五〇銭・中等地一〇〇〇坪が一円・下等地一〇〇〇坪が五〇銭であった。

兵庫県では十三年、旧三田藩士族の鈴木清らが同志で結社した赤心社が、まず北海道に渡った。同社は、自ら北海道の一角を開拓して困窮した士族を受入れる一種の株式組織の移住会社であった。その設立趣意書には「徒らに婦女子の如く日夜涕泣し空しく光陰を費し、此憂苦を転じて快樂を来すの術策を講ぜずんば、大丈夫の恥なるは弁を俟たず。而してその最も近きものを求むれば、今の時に方りて其の術策や甚だ少しとせず。就中北海道開拓の如きは、その最も著名にして最も確実なり。抑々夫北海道の地たるや地味肥沃にして土壤宏大、真に吾国の宝庫なるは労農記者を始めとして措かざる所なれば、今更吾輩の贅言を俟たず」としている。赤心社による第一回の渡道は十四年で、続いて翌十五年の第二回の渡道に木下弥八郎は家族七名（妻・長男成太郎・豊彦・臣彦・長女ハマ・他二名）と、同志の橋本・国谷・山崎・戸村らを引連れて参加した。一行は七月に室蘭に上陸、幌別郡字オカシベツという幌別村から一里半の山奥に入植する。北海道『浦河町史』によると

「兵庫県人沢茂吉が、赤心社開拓事業管理者として発意するところあり。愛媛・広島・兵庫の三県より男女八〇余名を引率し、途中風波の危険を感じながらも苦闘、二五日の航海を続け浦河につき、直に荻伏村の元浦川の流域に移住して、開墾及び牧畜経営とに精魂をかたむけた」とある。

しかし、開拓民の生活は悲惨なもので、現地を視察した赤心社社長鈴木清は次のように伝えている。

「居室は一戸六坪の家にて、内四坪半に床を附し、一坪半を庭とし、その食糧は米・小豆を主なるものとし、野菜は自作の物、或は野にあるゴボウ・ふぎ・三つ葉を食う。キノコも少しはあれど椎茸もつとも多し。魚類は時として海魚の余る程のこともあれど、浦河にも漁撈を常業となすもの不在ざるをもって鮭の寒塩引を貯蔵す」(『北行日記』)。

翌十六年は全道的な大干魃と暴風雨による家屋の損傷・害虫(バッタ・油虫)による農作物の甚大な被害・十月の長雨とそれに続く天災にも見舞われ、収穫は皆無に近かった。

翌十七年は冷夏で大凶作となり、十五年以来の経済界の不況で「耕牛を屠りて肉を食む」状況におちいった。赤心社は破産し、入植者の多くは離散した。弥八郎の長男成太郎は厚岸の地で沃土事業に成功し、さらに北海道会議員として道政に貢献するとともに、後には衆議院議員となった。弥八郎は三十八年十月、八〇歳の高齢で死去したという。

『北海道植民状況報告』(明治三十五年)によると「明治十七年には兵庫県人男女二〇名がさらに荻伏村に入植した」とあるが、詳細は分からない。さらに「城崎郡小島村生まれの升谷杵蔵が、明治十九年五歳の時に両親と帆船で渡道、途中父が病死し、骨箱を抱いて浦河町に辿り着いた。後に海藻類の集荷販売で巨利をはく

して財をなし、昭和七年には浦河漁業組合長に就任、町政の発展に尽した」とも「新田村の川越重太郎は農業・養蚕業を家業としていたが、生糸の大暴落で家運零落し、実妹の夫・由利滝太郎が浦河町に在住していたのを頼って明治二十四年四三歳の時、家族五名と浦河に渡り、赤心社沢茂吉の小作人となった。七年間で一〇〇〇円の金を貯え、絵^え笛^{びい}村の成墾地十五町歩を買い、後には農耕地数十町歩を所有」ともある。

二十年には絵^え笛^{びい}川筋に但馬人大須田某が移住、翌年にも但馬人四戸が移住したという。絵^え笛^{びい}村は浦河町市街から西北六^{キロ}の地点にあり「明治二十六年六月二十四日に兵庫県人、大下善太夫・大下角藏・江谷菊三郎・谷口善七・谷垣善右衛門・吉田常右衛門・本間与五郎・杉山常三郎らが一族と大和船に便乗、六〇日の航海をつづけて上陸、直に絵^え笛^{びい}に入地」との記録もあるが、これらの人々が豊岡人であるかどうかは不明である。絵^え笛^{びい}神社の由来記によると、これら但馬人が二十一年に但馬国養父郡妙見神社のご神霊を持ち来って奉祭したとあるから、南但出身者でもあろうか。

同報告文はまた、開拓地の風俗・人情及び生計について「農民中、兵庫県人（但馬人）最も早く入植せしむ常に米食をなし、酒を好み、粗暴にして諸県人に忌み嫌はるる風あり。富山・福井二県人は、雑穀を主食とし勤勉の風あり。富裕者は認めずと雖も又甚だ困窮せるものもなし」と述べている。

第五節 近代交通の胎動

鉄道敷設 明治二年（一八六九）十一月に『内国鉄道布設ノ議』定まり、後の東海道本線ルートを中心にへの動き 全国に鉄道網を伸張する構想が建てられた。二十五年六月の『鉄道敷設法』の公布によって各

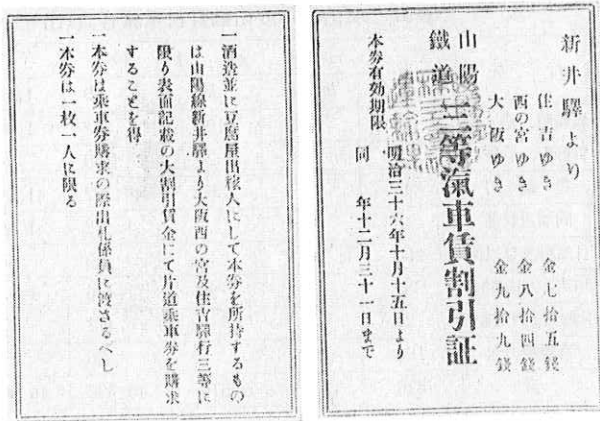
地の鉄道敷設運動は高まり、当地方では飾磨・津居山間の本州横断ルート、現行の宮津線に近い京都・舞鶴・豊岡・鳥取を結ぶ山陰ルートを中心に地域ぐるみの運動が展開された。

結局、播但線と山陰本線が和田山で合流し豊岡に達したのは四十二年のことで、宮津線の開通は昭和四年から七年に及んだ。

播但鉄道

播但線の敷設は、二十一年五月三十一日に認可された私営の飾磨馬車鉄道に始まる。生野鉾山願書が提出された。但馬では生野町の一名の他、豊岡町の瀧田真市が名を連ねている。生野の鉾石を津居山港まで運ぶ構想であったという。播州の開発に加えて、鉄道を北へ延長することで旧来の円山川・市川舟運に代わる本州横断輸送路建設の意図がうかがえる。既述の生野・津居山間車道礎線（十一年十二月）築造をも含めて、播但線ルートこそは江戸時代以来の但馬の広域輸送路計画の中核をなしてきたのである。

汽車への転換は、『鉄道敷設法』第二条（予定路線）中の「山陽及び山陰連絡線」（姫路近傍より鳥取に至る）を踏まえたものであった。二十六年六月三十日には汽車鉄道となり、社名を播但鉄道と改め、二十九年九



(裏) (表)

写114 山陽鉄道割引券
播但鉄道が山陽鉄道に身売した直後のものである。

月には津居山港までの敷設申請を行なった。

三十二年三月十五日、播但鉄道社長が来但し養父郡有志会
で津居山までの路線延長を示唆し、増資の一部引受けを要請
した。十一月二十四日にも再度の要請を行なったが、三十三年
七月一日には、地元の引受けの諾否が線路延長の可否を決
するところであると豊岡町会議員や但馬町村管理者の集会で
訴えている。この結果、町内で五株から半株に至る引受人三
二名の名が残っているが、各村部でも割当てに応じ村有金で
買収を議決した。例えば奈佐村の場合、小学校基本金を買収
費にあてるとともに、村内大字に各二株（岩井・宮井）、各
一株（吉井・野垣・福成寺・大谷・内町・辻・目坂）を割当
てる議案が村会に提出された。

しかし、播但鉄道は三十四年に生野・新井間に路線延長を
見た後は経営不振となり、三十六年六月一日に山陽鉄道に身
売りした。新井・和田山間は三十九年四月一日、山陽鉄道によつて敷設されたものである。

人力車と舟

明治十三年三月二十四日、兵庫県は人力車営業は組合制によることを布達した。種々の弊風が
あるので取締まるとしているが、客の足元につけこんで賃金を吹きかけるなどのことがあった

表91 明治34年度田鶴野村延旅客数(出立分)

行先	交通手段					備考
	人力車	馬車	舟	徒歩	(計)	
城崎町, 港村	38		100	862	1,000	入湯、商用、他
竹野町, 香住町			20	180	200	
豊岡町	40		300	40,722	41,062	参詣、他
同周辺村部	48			1,452	1,500	
日高町及び以南	200	40		403	643	参詣、他
出石町及び出石郡各村	380		90	1,446	1,916	〃
久美浜町及び丹後地方	20			417	437	〃
京阪神方面	100			50	150	〃
計	826	40	510	45,532	46,908	

表92 明治36年12月現在、田鶴野村車馬船舶表

区分	箇数	一箇の積載量	賃金
人力車	4	1人	1人1里11銭
荷車	15	100貫	
川船	98	320貫	1人1里4.0銭 10貫1里2.5銭

(注) 旅館なし
運送店なし
戸数 452戸
人口 2,418人

表93 明治44年4月20日現在、田鶴野村車馬船舶表

区分	箇数	一箇の積載量	賃金
人力車	2	1人	1人1里16銭
荷車	7		
川船	36		10貫1里2銭
荷馬車	1		10貫1里2銭
自転車	105		

(注) 旅館なし
運送店なし
戸数 448戸
人口 2,405人

らしい。町村ごとに組合を作り、取締一、二名を置いた。当時の交通手段の実態を知るのに、不十分なから表91、93の資料がある。鉄道敷設陳情用の資料であるから数字は多少とも割引く必要があるかも知れない。しかし、手分別に見ると江戸時代と大きく変わっていないことが分かる。わずかに自転車と人力車の出現を指摘できただけである。田鶴野村から出立する旅客にとつては竹野町方面への人力車は江野峠がはばんだのであろうし、日高町以南には舟に馬車がとつて代わっている。豊岡町に向けて舟便が多いのも特徴である(表91)。

このように自然の障壁をほとんど克服しないままの交通事情が、昔なが



写115 人力車
(豊岡市立郷土資料館蔵)

らに徒歩を主としていたことは当然で、その近代的な打開策こそが鉄道敷設であった。

豊岡町役場通達の三十年十一月『改正・人力車賃表』によると一里九銭以内・難路一〇銭以内・二人乗五割増・先曳二倍・半日雇いきり三五銭・全日七〇銭で、豊岡から湯島・出石・江原間は各三里程度であるが各二七銭以内と定められた。これを三十六年(表92)の一人一里十一銭、

四十四年(表93)の十六銭と比較すると、年を追って値上がりが続いていることが分かる。

円山川の発動機船便は三十年代に入って、土淵の森垣岩吉が始めた。

列車の旅

日清間に急を告げる風雲に対処するためもあったろうが、当時、山陽鉄道は急速に西に伸びて、二十七年には広島に達していた。播但鉄道もまた、同年七月二十六日に姫路・寺前間が開通、

二十八年一月十五日には寺前・長谷間と北進し、四月十七日には生野まで通じていた。

五月、豊岡町の小田井^{あかた}神社の神主・大石繁正は門司在住の近親者の訃報に接すると、葬儀に参列するため初の列車の旅に出た。人力車・列車・汽船を乗り継ぐ片道四二時間・費用約六円の旅であった(表94)。一ヶ月余り前に生野まで鉄道が開通したという事実が、この列車旅行の大きな動機になっていたことは否定できない。

和田山で先曳きを雇ったのは、生野に早く着いて最終列車に間に合うと当日中に姫路に到着する上、山陽鉄

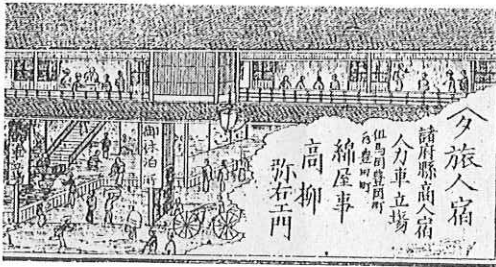
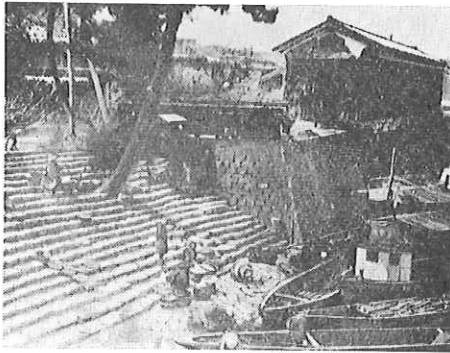


図7 人力車立場を兼ねる旅宿の広告
(明治22年『但馬商工便覧』から)



写116 小田井イト (明治末年)
水上交通の要所であった。

道に乗りかえて直ちに広島へ向かうことができるという車夫の助言によったものである。生野までの道程は、小石を敷いている上、上り道であるので車夫・客とも大いに悩まされたという。

印象深いのは、夜明けごろ列車内の客が移動するので何事かを見ると、夜中にためた「尿袋」の処理に向かう姿であった。当時の列車に便所は設備されていなかったらしい。「こればかりは忘れえぬさまなり」と旅行記に書き記している。

真夜中でも停車駅では車窓外から物売りの声がして、大小のビンに入れた和洋酒・折詰・巻ずし・新聞・小説本・道中記を売った。釣り銭を受取るときに発車して売り子の差出す錢に手が届かず、手を出した窓から未練げに「もう、いいよ」と言う者がいて気の毒に思った、とも記されている。

七本松駅では広島大本営に向かう明治天皇の車輛を待って、一時間停車させられた。宇品港は戦時輸送で混雑の極に達していたという。

既述のように播但線が生野に達し

表94 大石繁正・旅行日程(豊岡～門司)

明治28年5月

月	日	時	発	着	交通手段	記 事	
5	26	9:00	豊岡	江原駐車場	人力車 (1円30銭)	車夫交代	
		12:00	八鹿			橋本屋で小休止	
		13:00	和田山			先曳きを雇う(55銭)	
				山口駐車場		車夫交代。昼飯代わりに飲酒(8銭)	
		16:30		生野			
		17:20	生野			汽車 (27銭)	
		20:00		姫路			駅前浅田屋で小休止(茶代計8銭 少食代21銭)
		22:20	姫路				
	27	3:00		尾道	汽車 (1円70銭)		
				七本松		1時間停車	
		10:00過ぎ		広島			
			広島	宇品	人力車 (15銭)	宮友汽船問屋。食事(13銭) 門司へ「アスツク」と電報(15銭)	
		15:00	宇品		汽船	竜田川丸	
28	3:00		門司	(1円)	(休息、食事、車)		

たのは、この旅行よりも四〇日ばかり前のことに過ぎない。開通時、生野発姫路行の最終便は十七時発・十九時着であったが、日記の場合は十七時二〇分発・二〇時着で多少の異動がある。

山陰縦貫 明治二十六年九月二十二日、山陰縦貫鉄道期成同盟会が結成された。

『鉄道敷設法』には京都府舞鶴町から豊岡・鳥取・松江・浜田を經由して山口近傍に至る山陰縦貫鉄道線が予定されていたが、具体的には宮津・豊岡・鳥取間は宮津以東と鳥取以西がその後第一期線とされたのに、その他は第二期線とされていたので、一期昇格を計る意図であった。

二十七年十一月、城崎・気多・美含・七美・二方五郡と鳥取市と岩井・邑美二郡が一期昇格及び水の山越えルート排斥を請願した。

その後、運動は奏功し鉄道法改正によって丹後山田・出石・豊岡間(山田・豊岡線)が一期線と

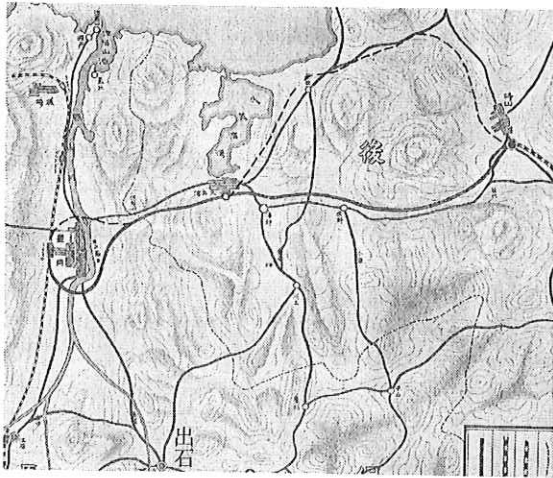


図8 但丹鉄道計画路線図(当時)
網野を通らず、豊岡では南側を迂回してく
ることになっていた。(点線が現行路線)

なったが、この後の宮津線建設が実際に承認されたのは第四〇回帝国議会(大正七年)で、舞鶴から着工されたのは大正十年十月二十三日のことであった。久美浜・豊岡間の竣工は昭和四年十二月十五日で、宮津線の全線開通は久美浜・木津間が結ばれた昭和七年八月十日のことであるから、結果的には最も当初に属する敷設計画が最も遅れて日の目を見たことになる。

山陰縦貫線敷設運動は地域ごとに独自の思わくから進められ、二十八年一月三日には旧気多郡域は出石・日高・三方・西気・七美郡・二方郡經由の路線を請願、五月には同路線の軍事的重要性を説いて第四師団にも陳情した。二十九年二月には出石郡有志が、豊岡線(宮津・中山・出石・豊岡經由)・峰山線(宮津・峰山・久美浜・豊岡經由)・和田山線(京都・福知山・豊岡經由)の三案中、出石經由の豊岡線を採用するよう請願した。この間の事情は、世上伝えられるように出石地区民の閉鎖性が鉄道に拒否反応を示したという内容とは少し異なっている。

『神美村誌』によれば、出石側の趨勢が消極化に転じたのは鉄道建設が具体化し始めてからのことだという。

三案中、峰山線は宮津線として、和田山線は山陰本線

として実現しているので、出石を経由する豊岡線だけが実現しなかったわけである。

四十四年になって丹後鉄道（宮津線）敷設にあたり、①舞鶴・久美浜・港・城崎経由、②舞鶴・久美浜・豊岡経由、③舞鶴・岩滝・出石・豊岡経由の三案が再発し測量を行なったが結局、②案が実現した。この時点で③案は、出石の衰微を救えというにあったという（『但馬新聞』）から、鉄道敷設に対する出石側の対応は三転しているのである。

大正八年、宮津線敷設決定時には①②両案が考えられていたらしい。九年二月、港村は工事費の節約を理由に宮津線が久美浜・港を経由して城崎で山陰本線に接合するルートを請願した。明治四十四年四月十二日、山陰本線城崎駅から津居山港への支線敷設について鉄道院総裁へ意見書を提出して却下され、鉄道構想初期の飾磨・津居山間本州横断鉄道計画が挫折したが、残る手段として宮津線建設の動きにからんで山陰縦貫鉄道構想の中に津居山港を位置づけようとしたのであった。

結局、①案も実現せず、津居山港の陸海運送上に占める地位は著しく軽視された結果になった（海運の項参照）。

山陰山陽 山陰及び山陽連絡線が明治三十六年五月、姫路・岡山・鳥取經由構想から播但線・和田山・鳥

連絡線

取經由に改まるとともに、山陰縦貫線予定路線も三十九年一月には舞鶴・福知山・和田山・豊

岡經由に変わり結局、同年四月には山陰及び山陽連絡線は新しく「山陰縦貫線」と改称し福知山・出雲今市間が第一期線に指定された。香住を中心に西を山陰西線、東を山陰東線と呼び、福知山・和田山間は明治四十年四月に、和田山・香住間は三十九年四月に着工された。

表95 山陰縦貫鉄道敷設に関する郡協議費収支決算

収入		
科目	金額	備考
町村分賦額	721,697	一戸当たり豊岡・城崎(8銭) 日高村、他19村(5銭)、その他(3銭)
寄付金	150	全但経済より
特別寄付金	30	豊岡町・城崎町より
その他	51,746	全但経済決算剰余金 本部分割戻受入金
計	953,443	
支出		
科目	金額	備考
分担金	417,15	全但経済本部分担額
運動費	258,29	第18議会への陳情に要する諸費
諸雑費	66,168	通信費、借入金利子、その他
実費弁償費	185,42	委員実費
計	927,028	
差引残高 26円41銭5厘 未収金 30円95銭 (三方村分担額。7,8回催促するも滞納) <hr/> 支払未済金 4円53銭5厘		

明治37年7月21日 城崎郡長 内海忠海

京都・出雲今市間(山陰本線)の全通は四十五年三月一日のことである。この間、日高・豊岡・城崎經由を目論む地元の運動は、町村をとりこみ郡役所ぐるみで行なわれた。郡長は関係町村に「郡協議費」の名目で各戸割りの運動費を徴収した(表95)。加盟町村は豊岡・城崎・日高・田鶴

野他十八ヶ村及び西気・清滝・三椒・奥竹野であるが、この中で三方村の分担額が未納である。地域的に直接、鉄道の恩恵を受けることはないと割切つて、運動加入への村内の反対が強まったものと見られる。

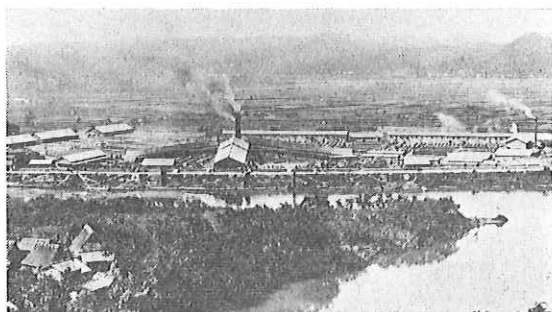
四十年九月の段階で、既に播但線が達していた和田山から豊岡・城崎への交通は、依然として人力車や馬車に頼っていたが、人力車は洪水後であるからといって二円五〇銭を要求し、城崎通いの馬車も往路復路で賃銭に差をつけたという(『但馬新聞』)。途中までとはいえ鉄道の開通が旅行を促した反

を見込んで、宝林銀行の指導援助で中江煉瓦製造所が豊岡町小田井に発足したが、鉄道側の発注が予期したほどでもなかったのと、開通後の需要の激減のため大正初年には廃業した。

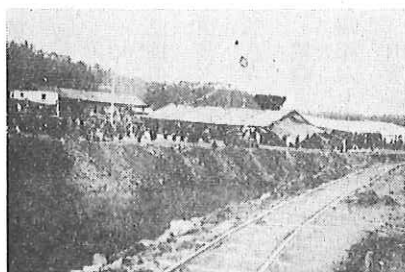
豊岡駅の発足

明治三十九年三月三十一日に『鉄道国有法』公布、同年十二月一日に山陽鉄道が国有化され、飾磨・和田山間の鉄道は帝国鉄道庁（後に鉄道院）の播但線となった。

四十一年七月一日には和田山・八鹿間、四十二年七月十日に八鹿・豊岡間が開通、ここに始めて豊岡町は鉄



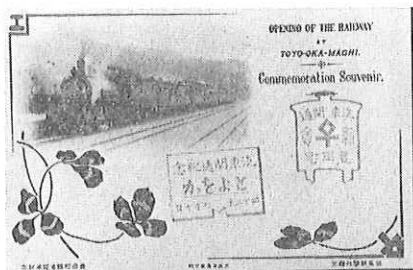
写117 中江煉瓦製造所（明治41年7月）
手前の集落は六地藏地区



写118 開業当初の豊岡駅

面、山陰東線の開通が間近く、失業の切迫感が車夫たちの行動に影響していたはずである。

同年六、七月ごろには、工事に要する三、四〇〇〇万個の煉瓦の需要



写119 豊岡駅開設記念絵ハガキ

当時の海運業者には大阪商船（海運の項参照）の他、隠岐汽船や久美浜汽船がある。隠岐汽船は第三隠岐丸が舞鶴・賀露間に就航、津居山に三〇分間碇泊したが、城崎まで鉄道が伸びた段階で津居山以西の鉄道未開通の山陰路各地への荷客連絡海上輸送に当たることになった。しかし、鉄道の伸展と海運競争による不利益が重なり、徐々に航路を縮少した。

宮津線 大正七年十一月一日、豊岡町保天恵座で町民大会を開き丹但鉄道期成会が発足した。敦賀・舞鶴線の進行にともない宮津・峰山間が大正十二年完工（事實は十四年十一月）の予定なので、

の完成 峰山・豊岡間の完成が遅れると豊岡の商圏は立ち遅れるとの危機感によるものである。豊岡町は峰山町・久美浜町と提携し、宮津・峰山間同様に大正八年十二月の起工を要請した。前述のように城崎経由案と豊岡経由案という立案過程での争いであって、城崎町側は積然としなかったという。

運動は実ったが、第四二議会に大正十一年から六年継続工事として四八三万円を計上、貴族院に付議中、解散。九年七月の臨時議会で再可決。十一年に実測を終えたところ十二年に路線変更、起工を控えて関東大震災が発生し、測量・設計のやり直しを強いられることになった。十四年には財政緊縮によって繰延べとなり、同年度下半期に入って起工となるなど、既述のように宮津線の完工は昭和七年にずれ込んだのである。

十二年の変更前の路線原案は、馬路トンネルを出てから新田耕地を突き抜け、大磯大曲がりて円山川に架橋、京口で市街を横断して現在の豊岡駅に接続するものであった。この内、京口で市街を横断する点に町民の反対が集中し現行の北廻り路線に変更された（図8）。

第六節 豊岡の俳壇

明治前期
の俳壇

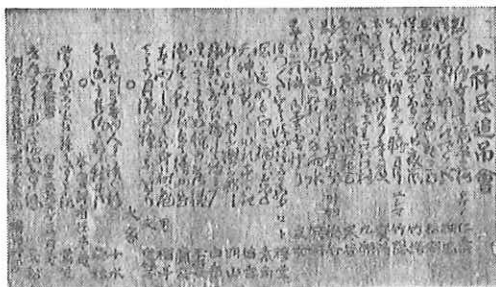
明治前期の当地俳諧の状況は、『豊岡復興史』（昭和12年刊）に、「俳句に於ける豊岡町の過去を尋ねるに、遠く藩政時代に萌芽し、養成多年今日に及んでいる。現京極家の祖高厚侯は有名な俳人であつて、蕉風を学び、藩臣と共に趣味を好尚して自ら蕉窓と号し、当時俳壇の宗匠であつた。君侯斯の如くであつたから、俳句の流行が藩の内外に及んだのは自然である。それより明治二十五、六年ごろに至り、蕉風に属する碧水・後藤笑夢等主宰の下に豊陵俳壇を創設し、対来社と名づけ、社員に保田不粹・加藤月池・河合蓼舟・西垣竹軒・原田長十郎・臼田実之助等の諸氏参加し、機関誌を発行し、或は中央知名の俳士に交を求めたり等して、盛んに俳味を鼓吹したものである。其後大江・後藤・河合らの幹部俳人相次いで逝き、明治の末年に至つては蕉風ほなだし太く衰え、新派の勃興と共に、対来社はいつとなく地上から姿を消した」とある。

新派とは正岡子規の日本派俳句を指すものであるが、子規が俳句革新を唱えるまでは、蕉風とはいうものの、これは俳諧の古学が盛んであつたからで、作品は化政・天保時代の域を出ないものであつた。旧藩主京極蕉窓は旧派の宗匠級の域に達していたといわれるが、遺詠三句を掲げる。

舞鶴なる見樹寺の殉死五臣の墓を掃ひ

をし分けて袖濡らしけり草の露 蕉窓

旧領より恙なく帰杖せしを喜びて



写121 小祥忌奉納額（明治25年）

田の無事を土産嘶や里の秋 同
田戻りの弁当箱に蜚かな 同

なお港村では瀬戸を中心に俳諧が盛んだったようで、二十五年四月『月人居士三十三回忌、月茶居士三回忌追悼句集』（注・月茶の俗名は大江禎。句会の評者は十水宗匠）一冊と、同じく二十五年行春施行『妙駢大姉小祥忌追吊会奉納額』（妙駢大姉、俗名・後藤とし。小祥忌は一周忌）一面がある（写121）。

出て見ればまだ風寒し春の月 妙駢大姉

春の月涙の種となりけり 愛梅子（鏡次郎。としの夫）

献句者の中には、湯島の三宅竹隠（南画家・俳人）や豊岡の梅谷・竹野の仁寿などの名も見え、大家として十水や聴秋（姓は上田、京都の俳人で「花の本十一世」を称し昭和七年没）の句もあり、生前の交友の広さをうかがわせる。

俳誌「俳諧 同し瀬戸で明治後期から大正にかけて『俳諧吹寄松葉』を発行し続けた人に、後藤天竺（本名吹寄松葉） 菅雄。第四代港村長）がある。第一号は三十五年十二月二十九日に発行されているが、大正八

年四月には九〇号に及んだ。第三号（明治36・4）の出句者は、北は北海道から南は九州に及び国名にして四〇ヶ国を超え、但馬内では地元瀬戸のほか豊岡・内川・城崎・養父・国府・竹野など。収める句数は六〇〇余を数え、当時の地方俳誌としては出色のものであった。その号には「松風園天竺宗匠の初老（四〇才）を賀

す」と前書して、「常盤樹やまた美しき老の色（東京）幹雄」以下各地の知友俳人の祝賀句三〇句をのせている。幹雄は旧派の俳人で、春秋庵十一世を称し、明治旧俳壇に一勢力をなした人物であるが、これらと交友を結んでいたことで、天竺の俳風や地位の一端をうかがうことができる。

世の理屈捨てし小窓や梅と月 天竺

海棠や蝶も眠りに来たらしき 同

天竺の妻・可香女も俳句をよくした。

小奇麗なわら家の軒や芥子の花 可香女

菊分ける人や眼がねの置き忘れ 同

なお在所の仲間で、前述の奉納額にも名を連ねている俳人に蘭庭がある。

山吹や水勝手よき窓の下 蘭庭

松影のここにも人や夏の月 同

俳誌『木寇』^{（木くもと）} 明治前期の俳諧が創造性を失って月並調に墮していたのを復興して文学に高めようと俳風革新と由利由人を企てたのが、正岡子規である。子規の言論は主として『日本新聞』によったため、この一派を日本派といい、また俳誌の名称からホトトギス派ともいった。

当地の俳人で『ホトトギス』に投句した先駆者は竹下牧人（市之助）であるが、やがて志を同じくする高木遠村（謙造）・鎌田素光（光吉）・橋本其俠（太七）・北村寸風（孝治）・由利由人などが仲間を作って「春雨会」と称し、処々で会合して句作した。寸風の回想（由利句集『由利由人を偲ぶ』）によれば、ほとんど毎夜

のように会合して勉勵した結果、それぞれに上達し、新しい仲間として沖野三開（武市）・河合杏軒（兵造）・幸木箏生（孝太郎）・吉谷花郎（專二）・鳥井華南（山三郎）などが相次いで加入した。『木兎』発行の事情については、同誌に次の説明がある。

たまたま雑誌『日本及日本人』に竹下牧人の投稿に「但馬に俳人由利由人あり」の一文が登載されると同時に、雑誌発行が問題となり、其俵が印刷所を経営していたのと由人が経費を心配できたからで、田舎で発行した雑誌がかえって都会で好評を博して受け入れられたものであった。

『木兎』が創刊されたのは三十四年二月文庫版ぐらいの三四ページの小冊子で、当時名の知られていた東京の中野三允・原抱琴、大阪の青木月兎（後の月斗）などが祝いの句を寄せている（写122）。

『木兎』とはみみづくのこと、第一号巻頭に「形おかしく夜は目見ゆれど昼は見えず、諸鳥に嘲けられる」と命名の由来を述べているが、田舎俳誌の『木兎』はその後、中央俳壇の注目を浴びるほどに活躍した。下村為山の石版刷の表紙画・コロタイプ版の口絵・文章・俳句・消息欄など俳句界に認められ、「子規居士追悼号」（九号・三十五年十月）は一三四ページの増刷で若尾爛水・佐藤紅緑・矢田挿雲、その他が寄稿し、三十六年二月号は二七三ページの大増刷で内藤鳴雪・河東碧梧桐・高浜虚子・赤木格堂・小沢碧堂・岡本癩三醉・中川四明・中野三允・田中寒楼・喜谷六花などの選句発表は毎号の誌上を飾ったし、後に小説家としても名をなした矢田挿雲は一時、木兎社員として編集に携わっていた。

しかし、実権者である由利由人の磊落な性格からくる採算を度外視した経営に無理が生じて、第二八号で廃刊のやむなきに至った。

由利由人（明治十一年～大正十三年）、本名は三左衛門、郡会議員・県会議員・豊岡町長を歴任した名望家で、俳句の他に絵画に親しみ、自転車・テニス・野球・麻雀・撞球など新しいスポーツや遊戯の先駆者でもあった。交友関係も全国各地に及び、知名の文人・雅客が相次いで門をたたいたという。とりわけ東西の著名な俳人との交情は広く、明治四十二年十一月に碧梧桐が俳句行脚の途に城崎に滞留した時には、由人が世話をした。十一月十六日には玄武洞見物後、由人庵に泊り、十九日には牧人・其俠・杏軒・遠村らが碧梧桐の宿を訪ねた。

行李編む里の柳の青みけり 由人

河面に響く立野の踊りかな 同

朝寒や湯島に下る通ひ舟 同

初雪や商家に生れ俳諧師 同

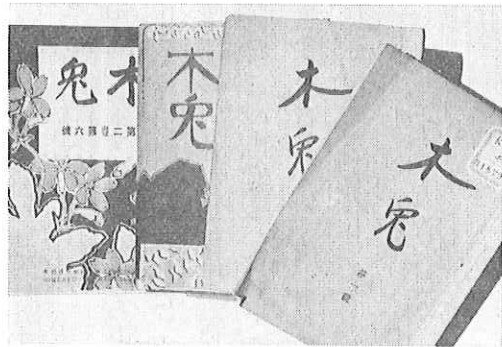
馬つなぐ簀医が門の木槿むくげかな 寸風

水汲めば瓜ふかふかと揺ぎけり 其俠

草むらに道踏みつけし清水かな 牧人

柴漬しばひや寒中閑かんちゆうに小百姓 杏軒

小さき蝶を大きな蝶の追ひにけり 遠村



写122 『木兎』第一号など

昇りつめてばっと開きし花火かな 三開

雑店の二軒並ぶや中の町

素光

〔由人句集〕より〕

第七節 近代のやきもの

倉谷溪司と市

天保期創業の高屋焼についてはすでに本誌上巻で紹介したが、その後中絶していた市内の陶業内の近代陶業は、明治中期以降になって瀬戸焼・三宅焼・豊山焼の創窯が相次ぐこととなった。出石焼に京

焼雅陶を持ちこんだ奈佐・大谷村出身の倉谷溪司は明治十一年以降は八鹿焼に移っていたが、明治期の市内三窯にも密接な関係を持っていると見られるので結局、近代但馬陶業は溪司の影響を無視することができない〔但馬のやきもの〕。

三窯はほとんど陶器を主として趣味的な傾向が強く、経営難から操窯期も短かった。県が地方産業育成の趣旨で奨励策を試みているものの、大工場制による陶業の近代化が進んでいた時期に、であればこそ趣味的な特殊性が推進されたのであろうが、経営的には成立しなかったものらしい。

瀬戸焼

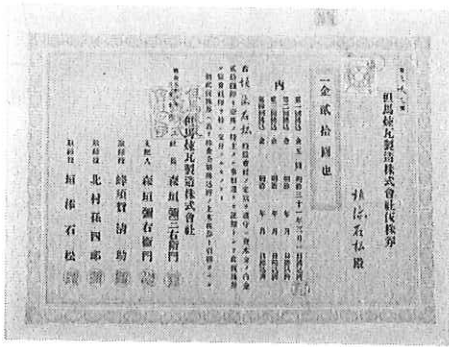
〔港村誌〕収集資料に「大江甚助・後藤平右衛門・宮代与左衛門・後藤錠次郎・大江甚兵衛、その他、瀬戸の野ヶ谷で楽焼を始む。陶土は城崎方面、これに瀬戸の畑山ことうげの土を混じ、

酒器・日用食器・煎茶用コンロ・茶器などを焼く。時代不詳」とある。

大江甚助の日記の明治二十七年一月三十日の項には「此夜、喜楽亭ニ会ス。出石釜・阪本条某、後藤氏来ル。



写123 三宅焼の“仕見焼”茶碗
高さ 5.8 cm



写124 但馬煉瓦製造株式会社仮株券
垣添石松が手放したもの

曾テ企画スル釜式ツ築立ル事ニ決ス。後藤兩氏ト小生、三員ナリ」とあって、創業者は当初は大江甚助・後藤平右衛門・後藤錠次郎の三名であったことが分かる。「野ヶ谷」というのは同年五月二十六日に追加新築したもので創始時の窯ではない。

初窯出しは五月二十一日。七月二十八日・十月四日・十二月二十五日にも窯出しをした。

窯数といい、窯出しの頻度といい、単なる旦那芸の趣味陶とは考えられないが、営業を兼ねていたかどうかは不明である。窯入れごとに倉谷溪司が湯島泊りで指導に來た。二十八年以降は、日記の陶業の記述は影をひそめるため、終焉については確かではない。

前期三宅焼
三宅焼創業の垣添石松は加陽地区の西浦

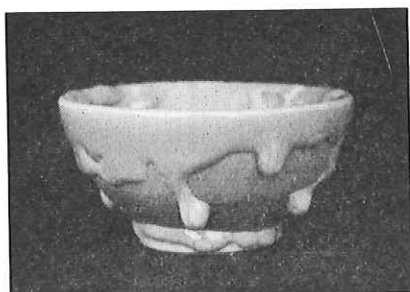
平三郎の次男で、安政六年（一八五九）の生まれである。清冷寺の垣添家に入り、塩津で瓦焼きをしていたが、三宅地区半坂の土に目をつけ、その地に窯を築いたという（『耳ぶくろ』）。

伝世品の蓋つき飯茶碗に「明治三十四年八月十四日。仕見（試験）焼。」

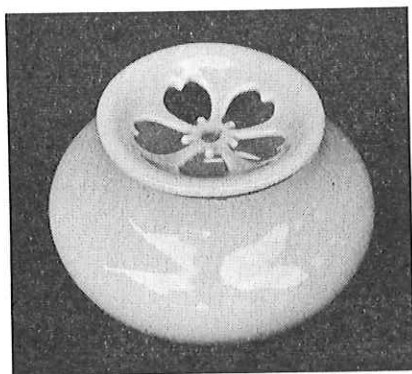
おそらく技術担当社員としての入社であったと思われるが、三十四年三月二十三日には持株を別の役員に譲渡した。この時点で三宅焼創窯の途についたとすれば、市場村松原の石による「仕見焼」の年月が符号する。「半坂の土」は青磁に適していたといわれ当初、優れた青磁製品を産出した。その点、但馬陶磁界の中で独自の立場を占める。三十八年六月九日、服部兵庫県知事の視察を受けて奨励金を受けているが、同月二十八日からは県の陶磁器視察を委嘱されて京都・滋賀・愛知・三重の先進陶業各地を巡視した。

一見、順調と見えた経営はこのころから傾き始めていたらしい。原因の一つは技術的な問題で、青磁の釉切れによるという。

青磁釉は一〜三セプトの酸化第一鉄を含み、これが還元焼成によって青緑に発色するもので、釉薬を厚くする



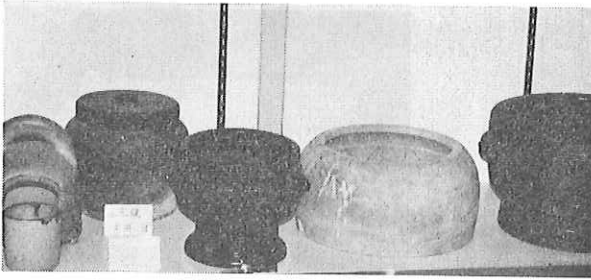
写125 三宅焼の釉切れ製品
高さ 4.1 cm



写126 三宅焼青磁桜花透し建水
高さ 9.5 cm

神美村ノ内・三宅 垣添石松。
市場村之松原ノ石」とある。これが創業年月日であり、伝承の「半坂の土」というのが実は「松原ノ石」のことであるかどうかは不明である(写123)。

石松は明治三十一年三月に発足した但馬煉瓦製造株式会社の役員の一に名を連ねている。



写127 後期三宅焼の製品
(豊岡市立郷土資料館陶磁展示室)

ほど発色に深みが出る。そのために素地を薄くしなければならぬ上、素地の表裏に均等に釉薬をかける必要がある。成型上の高度の技術が要求されるだけでなく、素地と釉薬の収縮率の違いから、とかく釉薬が縮んで「釉切れ」を起こしやすいなど、焼成効率は極めて低い(写125)。

三宅焼青磁は優品で、市場では中国ものとして通用したといわれるが、伝世品にはかなりの釉切れが見られ、後述する豊山焼に青磁(クローム青磁を除く)が皆無であることを勘案すると、石松はこの時点で青磁製作をあきらめ、豊山窯への移籍を決心したのではないかと思われる。三宅焼の経営は養子の平吉が継いで、後期に至る泥焼製品を主としたらしい。ここまでを前期三宅焼としよう。

後期三宅焼

石松は豊山焼廃窯前に三宅焼に戻り、平吉や甥の関岡石松の他、数人の弟子とコタツ・コンロ・火鉢などを焼いたが、再び経営困難となって大阪府で再起を計り、さらに福知山に築窯、その地で昭和二年六月三日に波瀾多い窯ぐれ人生を閉じた。

弟子たち四名は大正十一年四月一日、三宅陶器組合を設立、コタツ・火鉢・養蚕用コンロなどを焼いたが、養蚕業の衰退や暖房具の普及によって昭和三十年代に廃窯した。これを後期三宅焼とする。

石松と倉谷溪司との関係は全くの推定の域を出ないが、製品などの比較検証によっても色濃く両者の関わりを感得できるのである。石松は、おそらく



写128 「沢田やき」の広告
『但州日報』(明治41年2月29日)

は八鹿時代の溪司の弟子ではなかったかと思われる。石松製品に見られる清水・粟田・楽などの京焼写しの技術は、溪司直伝のものである可能性がある。

豊山焼

垣添石松を迎えて三坂地区の沢田筆太郎が豊山焼を始めたのは、明治四十年四月三日である。

四十一年二月二十九日の『但州日報』広告欄には「沢田やき。一名、豊山焼。沢田陶器試験所」とある。別に三坂焼、豊岡焼とも呼ばれた。社名は後に沢田陶工所と改めた。

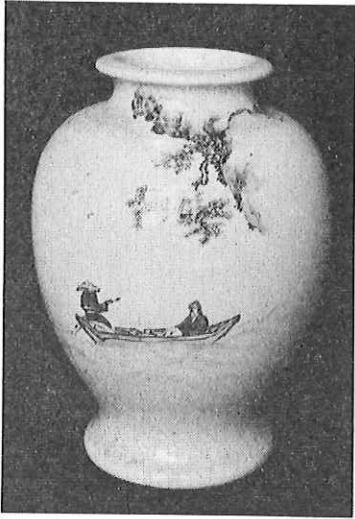
筆太郎はこの前後に八条村長を数期勤めた土地の名望家で、

詩歌・絵画を好んだ。その風雅の道を陶業に生かそうとしたもののようで、営業的意図が薄く、後に煉瓦や唐臼キヤップなどの実用材の製産にも手を染めたものの、大正五ごろ廃窯した。

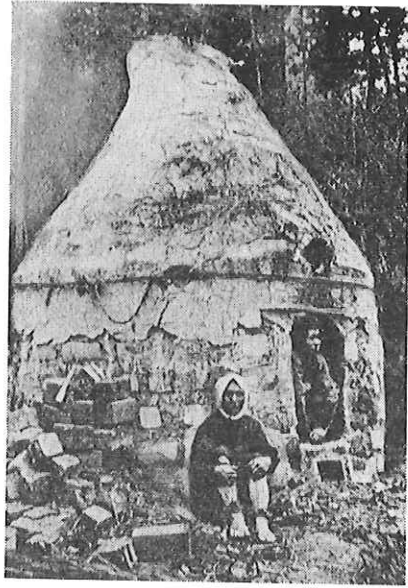
製品は石松による京焼風茶陶の他、職人による山陰系雑陶もあり、一部愛好家に迎えられた。

大正四年三月、県立豊岡中学校生であった次男の宣は「自薦書」の中で「父ハ新事業ト言フ名目下ヲ以ッテ陶器製造ヲナシ祖先代々ノ財産破滅セントシツツアリ」と述べている。高屋焼然り、三宅焼また然りであった市内に限らず陶業経営の困難を示す「他山の石」は、例えば出石焼にも広く存在していて、それでいて同じ轍を踏ませる魔力を焼物は秘めているらしい。

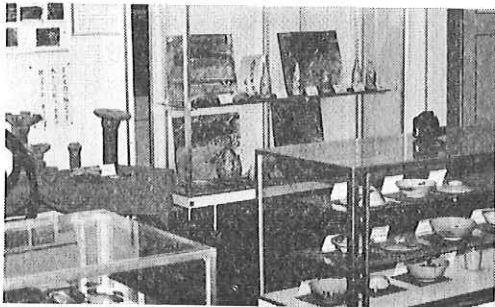
筆太郎の思わくは、高屋焼の採石場（正法寺字寺谷）が近くにあるため原料石確保に心配がないということ



写129 豊山焼染付遊舟図壺
(出石物産館蔵) 高さ 25.5 cm



写130 豊山焼のトックリ窯
(明治42年5月4日)



写131 豊岡市立郷土資料館陶磁展示室

であつたらしい。事實は良質の白磁鉢は残り少く(このことが高屋焼廃窯の原因の一つであつたかも知れない)、隣接する土地の陶土(正法寺踏切南の切通しが採土跡)に切りかえなくてはならなかつたと伝えている。

第八節 治 安

警 察

旧幕時代は、目明かし・番人頭・自身番などが日常の治安維持に当たっていた。明治三年の『(豊藩) 藩庁日記』にも非人番・目明かしの名が見え、八月十四日には自宅で博奕ばくちをさせたなどの理由で豊岡町の目明かし・松屋忠兵衛が罷免されている。四年一月二十五日には、二方屋伝左衛門が目明かしを申しつけられた(『日慎録』)とあって、明治初期の警察機構は依然として江戸時代の延長にすぎなかった。

二年三月、流刑については「御制度相立候マテハ旧ノトホリ」とするが、当分、山陰・山陽の流人は大阪府へ引渡すこととなり、毎年二月中に流人の詳細を報告したが、豊岡藩庁は罪人がないと返答している。

しかし、四年の大豊岡県への移行・管区の拡大にもなって相対的に犯罪が増し、その処刑は県庁所在地の豊岡町で行なわれた。五年二月十四日には播州人二名打首、三月二十日には丹波国多紀郡の三一歳の女が殺人の罪で打首となっている。この女は小田井橋詰で獄門(さらし首)となったので、せめて獄門の場所だけでも他所に変えてくれるように町民が請願したが、無視されている。他にも、丹波人男一名打首とあり、十月四日にも打首二人・縛り首三人などとある。豊岡京極家治世二〇〇年間に死罪三件の経験しか持たない町民は、維新の変革がもたらした強権弾圧に驚きと畏怖を感じたにちがいない。その後の記録としては七年一月、豊岡県内の死刑(絞首)一名とある。

旧藩県時代の常備兵が廃止された後、五年二月には豊岡県は捕亡吏を置き『捕亡吏巡邏心得』を制定した。

これは、当地における近代警察の発祥と見てよからう。

ただし、二年五月十五日の久美浜県達しに「巡邏捕亡」の名が見えるし、四年の豊岡藩記録によると「捕亡」には卒が任じられ、会計属・營膳属・商法属・門卒などと職務上の交流がある。四年六月には、村岡藩から豊岡藩への回状の中に、吟味詰になった男二名を「捕亡」兩名を添え護送する、との記事がある。

捕亡吏巡邏心得

一、巷間不逞の徒を懲し、衆庶慘毒の害を除き候義専務の事

一、威権がましき取り計いをなさざるは勿論、民権保護の聖旨を失はず、瑣少さの事たりとも下々難義の筋これなき様、厚く注目致すべきこと

一、不逞姦徒捕り押へ、取り計い方等は、兼て達し置き候通り心得べき事

一、一村内・一町内一家の如く相交はり、吉凶禍福をともにし、老幼疾病相助け、貧窮患難相救い、日夜生業怠らざる様、先々注意致すべき事

一、先触れ等差し出し、巡邏致すまじき事

一、休泊の義は左の割合を以って、その所有合ありあはせにて手輕まかなに取り賄まかはせ、仮令たとえ相對相当あたいの代価を払ふと雖も、酒肴を差し出させ候義は嚴禁の事

中食むすび代、旅籠代とも新貨十錢

一、苞苴（賄賂）の義、一切受けまじき事

右の通り確守致すべき事



写132 「豊岡県」銘入りの拳銃
昭和60年、篠山町で発見された。
(市立郷土資料館蔵)

〔内閣文庫府県史料〕

治安の確保と民生の安定は行政府に課せられた最大の責務で、この心得は「捕亡」「巡邏」の旧名称を踏襲はしていても、維新後の新時代に対応する「開明的・民主的警察」の在り方を指向しようとしたものといえよう。

六年三月、豊岡県は『豊岡県違式誹違条目』を制定し、違式罪目と誹違罪目を定めた。今日の軽犯罪法に該当する内容で、その中に「市中往来筋にて便所に非ざる場所へ大小便する者」があるとあり、六年十二月十四日には豊岡県が「未だに往来で立小便する弊風がある。各区戸長が公衆便所を設置せよ」と布達しなればならないのが実情であった。

九月には捕亡吏を改め番人としたといい(『兵庫県警察史』)、豊岡県福知山支庁制定の『番人規則』が残っている(『氷上郡誌』)。しかし、この規則もその趣意によると「従前番人は編成定則之なきにより末弊を生じて、竟に空手偷安の者、勤からず(中略)別冊番人規則を創定施行」とあるから、新に番人を置いたわけではない。

また、八年三月に『行政警察規則』の公布により兵庫・飾磨・豊岡三県は番人制度を廃し邏卒を置いたというが、豊岡県では六年五月二十五日に「この無用の村落ごとの番人を廃し邏丁を置くの案、その可否如何を質正す」とあり、「番人」とは江戸時代以来の番人であることが分かる。邏丁設置案には「邏丁一人一ヶ月四円五〇銭、五人で二五円、一小区一〇〇〇戸と見て一戸あたり一ヶ月に二銭五厘の負担」になるとの試算がそえて

ある。飼犬でも月に二銭五厘以上の経費を要するのだから、とも言っている。豊岡県管内一七区に一区あたり選卒五名を置いて計五八五名、手当合計(年)三万一五九〇円、一戸あたりの負担は年間二七銭五厘になるという。江戸時代以来の村持ちの番人に代えて、やはり民費によって選卒を設置しようというわけであるが、九年一月十四日に豊岡県が取決めた職人の日当賃銀は大工で十六銭から二二銭というから年間にして二七銭五厘の一戸あたりの負担は割高と言えよう。

七年一月の『豊岡県一覽表』には「捕亡二八、見廻三〇、番人五五〇」とあるので、この時点では捕亡人と番人は併置されていたことが分かるが、捕亡人の廃止時期は不明である。

同年(豊岡警察署『沿革』では八年)、豊岡県庁内に警察掛が置かれた。旧藩時代の札場ふだば(藩札製造所。現・松和亭の位置)が庁舎にあてられ、北但大震災後の昭和二年一月二十日に豊岡警察署が大開通の旧位置に移るまで、機構を変え庁舎を建てかえつつ存続した。

既述のように明治八年三月に選卒設置が決まったが、民費による件が進まぬまま八月三日、従来の番人を八月を期限に廃しても当分、従前のままとした。九月十八日に選卒二〇名を募集、二十三日には庁舎内に選卒屯所を設けた。募集の条件は、士族で二〇歳から四五歳まで、月給五円から七円、別に夏服装として四円五〇銭・冬服装として六円五〇銭を給するというものである。

同年十二月には巡查と改称、『巡查召募規則』を制定した。

九年一月には出石・湯島・生野・篠山・宮津・舞鶴・福知山に警察出張所を開設、九月には兵庫県への統合にともない豊岡警察掛は兵庫県警保分局として但馬八郡(当時)を管轄とした。その後、管轄に変転が重なる

表96 豊岡警察署(本部)の陣容

職	時	明治14年2月	同20年	昭和58年
警 視	部			2
警 部		1	3	5
警 部	補	2	1	10
巡 査	部			36
巡 査	部	11	15	39
職 (雇員)	査 員	1	1	7
計		15	20	99

表97 豊岡警察署 巡査配分数
明治15年8月17日

郡	本支署	人 数	計
城崎	本 署	13	18
	湯 島	5	
美含	訓 谷	5	5
出石	出 石	10	10
気多	江 原	8	8
	養父市場	8	
養父	大屋市場	5	13
朝来	竹 田	6	11
	生 野	5	
二方	村 岡	5	5
七美	浜 坂	7	7
	計	77	平均9.6

るが十二年の地方制度改正によって豊岡警察署となったのが現在の豊岡警察署の直接の原点である。

十五年一月、『豊岡県違式註違条目』は違警罪が旧刑法に編入されるとき廃止された。

当時の豊岡警察署管内の治安実態については、同年の地方巡察使復命書は「但馬地方の如き昨冬以来、盗

賊頗る多く或は殺傷を被るに至るものもあるが逮捕の実効が上がっていないのは、一郡あたり八、九名という巡査の数による、これでは遠隔の地の巡回も意のままにならないというのに県会が警察費を減額するのならば如何ともしがたい、と報告している。実際は、当時の県市郡部の予算中かなりの部分が警察費にあてられていて、復命書の示唆するように特に減額の傾向は見られないのである。

十六年の巡察使報告では、管内に一件の強盗もなく、窃盗月平均三四件・二月から六月の間で盗難届二五二件・捕盗亡八件・違警罪犯一〇九件で「管内至って平穏なり」という。同年の巡査数は一一五名(一郡平均十四名)で、前年の七七名よりかなりの増員となっている。前年の巡察使報告が物を言ったのかも知れない。

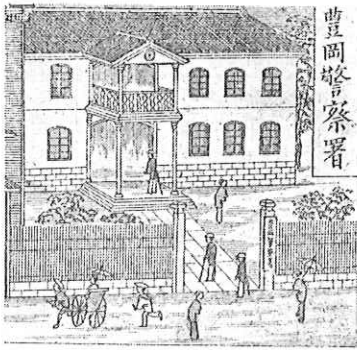
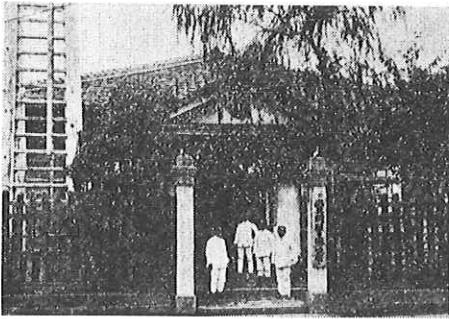


図9 新築間もない豊岡警察署
(明治22年『但馬商工便覧』より)



写133 青田橋畔の豊岡警察署 (大正11年)

表98 明治15年1月1日施行の裁判所構成

審順	裁判所
終審	大審院
控訴審	大阪控訴裁判所
重罪審	兵庫重罪裁判所
始審	豊岡始審裁判所
治安審	豊岡治安裁判所

今日に及んでいる。
二十四年に豊岡拘置支所と改めて
所豊岡支所(後に出張所)、昭和
年十月、現在地へ移って神戸刑務

二十一年三月、庁舎が完成、当時は民有であったが後に県有に寄付された(『兵庫県会史』)。
監獄
明治六年、豊岡県に監獄を設け「獄卒心得」「牢内規則」を制定した。七年、旧藩寺の興国寺跡地を豊岡県聴訟課が買上げて徴役場とした。十二年に「監獄豊岡分署」の名が見える(『兵庫県統計書』)。十四年に兵庫県監獄豊岡支所・十九年八月十三日に豊岡監獄署・三十六年に司法省神戸監獄豊岡分監となった。
十六年の段階では、看守長と書記兼帯四名、在檻既決囚一三五名。服役作業は傘張り・下駄製造・紙漉しなど。未決檻は別に「山間」にあり。湿地あり」とある。在檻二名。門前に「守卒」の官舎があった。大正十一年十月、現在地へ移って神戸刑務

治安裁判所ですべての軽罪を裁けるとした。また、十五年一月からは違警罪は治安裁判所、軽罪は始審裁判所であった一審の管轄が、違警罪が裁判できることになったので当初、違警罪は治安裁判所、軽罪は始審裁判所（地域により治安裁判所）、重罪が重罪裁判所とは警察署、予審不要の軽罪が治安裁判所、重罪が重罪裁判所と切り変えられたのである。このような裁判制度の動揺の中で、豊岡始審裁判所は幻の存在で終わったと思われる。



写134 豊岡区裁判所（明治40年ごろ）

裁判所

明治九年、豊岡県が兵庫県に吸収されるに及び、旧県庁舎内に兵庫県裁判所豊岡支庁を設置、間もなく

豊岡区裁判所となった。

十四年十月、現在地に庁舎を建築し、豊岡始審裁判所が置かれることとなり、区裁判所は豊岡治安裁判所となった。同年十二月、十五年一月一日施行予定の裁判所構成（表98）にもかかわらず、豊岡始審裁判所は姫路始審裁判所に合併された。『但馬雑誌』は「開庁幾日ならずして忽廃止」としている。

十六年一月、神戸始審裁判所豊岡支庁となる。二十三年十一月、豊岡区裁判所・神戸地方裁判所豊岡支部となった。

ちなみに、十四年十月には一般に軽罪で予審を必要としないもの限り治安裁判所で裁くことができるようになったが、当分は豊岡

昭和二十二年法律第五九号『裁判所法』により神戸地方裁判所豊岡支部・豊岡簡易裁判所が置かれ、二十四年には神戸家庭裁判所豊岡支部が併置された。現庁舎の落成は五十年六月十三日である。

検 察 明治十四年十一月、豊岡区裁判所（治安裁判所に転換）に検事が置かれたが、十六年一月十日に神戸始審裁判所検事局豊岡支庁として独立した。

昭和二十二年五月、神戸地方検察庁豊岡支部・豊岡区検察庁として発足、現庁舎は四十九年九月三十日完成した。

代言人と 弁護士制度は、明治五年の『司法職務定制』の中に「代言人」の職制が定められるのが始まりである。十二年に日撫村浜清兵衛が豊岡区裁判所に提訴した共有土地事件の代言人に、兵庫県士族で豊岡・豊田町寄留の田口操平の名が見える。

明治九年五月一日付の豊岡県布告第拾壹号は、代言人営業願出のときに所定の履歴を具申するよう通達している。その項目の概要は次のとおりである。

一、品行履歴

一、懲役一年以上の実刑に処せられたことの有無。軽罪、または破廉恥も犯していないか。

一、身代限りの処分を受けてはいないか。

（右二条は維新以後について）

一、定まった住居があるか。

一、官職、準官等はないか。

一、現在、雇用されていないか。

一、既往の職歴・官名及び任免とその年月日

これは、江戸期の公事師（民事事件の訴訟代理人として、訴訟手続きを代行したり、公事宿を営んでいた。代言人制度の発足で代言人となったものが多いが、三百代言と呼ばれ、その行為は弊害を伴うことがあった）と同一視されていた代言人の、『弁護士法』制定に至る間の資質向上策の一步であったと見られる。

明治二十六年（一八九三）に『弁護士法』が制定されて、「代言人」は「弁護士」の職名に代わるが、弁護士は『高等試験令』による試験や、弁護士試験による資格取得が必要となった。

明治期から大正・昭和初期に豊岡町で開業した弁護士に鎌田孝二郎・北田新藏・馬袋鶴之助・白木信夫がいる。大正期には太田万之助が加わり、昭和初期には岩瀬庄市・渋谷又二が開業した。さらに太平洋戦争期に佐川辰夫・敗戦後間もなく三宅岩之助・昭和三十五年に梅谷光信・五十年に前田貞夫・五十一年に福井茂夫・五十七年に生駒和雄が開業した。

事変と 豊岡県庁が設置されていた数年間は、わが国が近代国家に衣替えるための苦悩の期間でもあ

禁令 　　つて、明治四年十二月には高知県・度会県及び豊岡県（岩波『日本史年表』。県管下の美作国内というが、このころ飛び地は管下から外されていたと思われる）で、五年五月にも三潞県と豊岡県で、八月山梨県で農民一揆、六年十月は十一県で徴兵令反対一揆などが続いた。

五年の一揆というのは、五月二十七日に豊岡県下の宮津町で起きた暴動である。宮津町と隣村文珠村の積年の対立が、境界争いに端を発して暴発したもので、三〇〇余人の町民がラッパを吹き、竹槍を携えて文珠村を

襲ったものである。

支庁だけでは手に負えず、急報を受けた豊岡県庁は大阪鎮台の援助を得て鎮圧した。暴民は旧宮津藩の馬表（うまじるし）を立てたというから、城下町住民の誇りを示したものであろうか。これは、一揆というより封建制解体の過程における社会の激変に対処できない傾斜した心情の産物であったと思われる。

明治五年一月四日付の豊岡県禁令の一項は「徒党を組んで強訴などをすれば、たとえ道理があっても吟味の上、重い罪科に処す」といましめ、「一時の心得違いで後日、親族に難渋をかけることのないよう、とくと申し聞かせておく」との説法も怠りない。皮肉にも禁令発布の数ヶ月後に、宮津暴動が発生したのであった。